

問9 残余財産がないことの見込みが変わった場合の期限切れ欠損金額の取扱い

問 当社は、平成23年1月に解散し、清算中の事業年度である平成24年1月期において、残余財産がないと見込まれたことから、いわゆる期限切れ欠損金額を損金の額に算入して法人税の確定申告を行いました。

その後、平成25年1月期末において再判定したところ、残余財産が生じる見込みとなりました。

この場合、平成24年1月期における期限切れ欠損金額の損金算入をさかのぼって修正する必要があるのでしょうか。

答 お尋ねの場合には、平成24年1月期における期限切れ欠損金額の損金算入をさかのぼって修正する必要はありません。

【解説】

期限切れ欠損金額の損金算入制度は、清算中に終了する各事業年度終了の時の現況によって「残余財産がないと見込まれる」と判定される場合にその損金算入を認めるという制度となっていることから、仮に、その後に状況が変わって当初の見込みとは異なる結果となったとしても、過去において行った期限切れ欠損金額の損金算入に影響を与えるものではありません。

したがって、お尋ねの場合には、平成24年1月期における期限切れ欠損金額の損金算入について、さかのぼって修正する必要はありません。

【適用関係】

この措置は、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税について適用されます。

【関係法令】

法59③

法令118

改正法附則10②

改正令附則2②

基通12-3-7